

2024.3.22

かわいたかのり組織内参議院議員、法務委員会で質疑 !!

万引き対策。「呼称」、「微罪処分」、
「再犯防止」、「盗品転売」について、
質疑を行いました！



<https://youtu.be/rflPjxKfW3Y>



発言抜粋

「万引き」の呼称、万引きの微罪処分、万引き犯への福祉的サポートについて

●かわいたかのり

- ・万引きは本来、窃盗罪であり、「万引き」という言葉自体が微罪意識を生じさせて、再犯を助長するのではないかと指摘する声がある。
- ・「万引き」という言葉自体をどう表現するのか、どう発信するのかによって、万引き抑止につながると考えるが、呼称見直しの必要性について大臣の見解を問う。

●法務大臣

- ・「万引き」は法令上の用語ではなく、また、法務省として万引きの定義に特定の見解を有してはいないことから、「万引き」という呼称の効果や是非について法務大臣としてお答えするのは困難である。

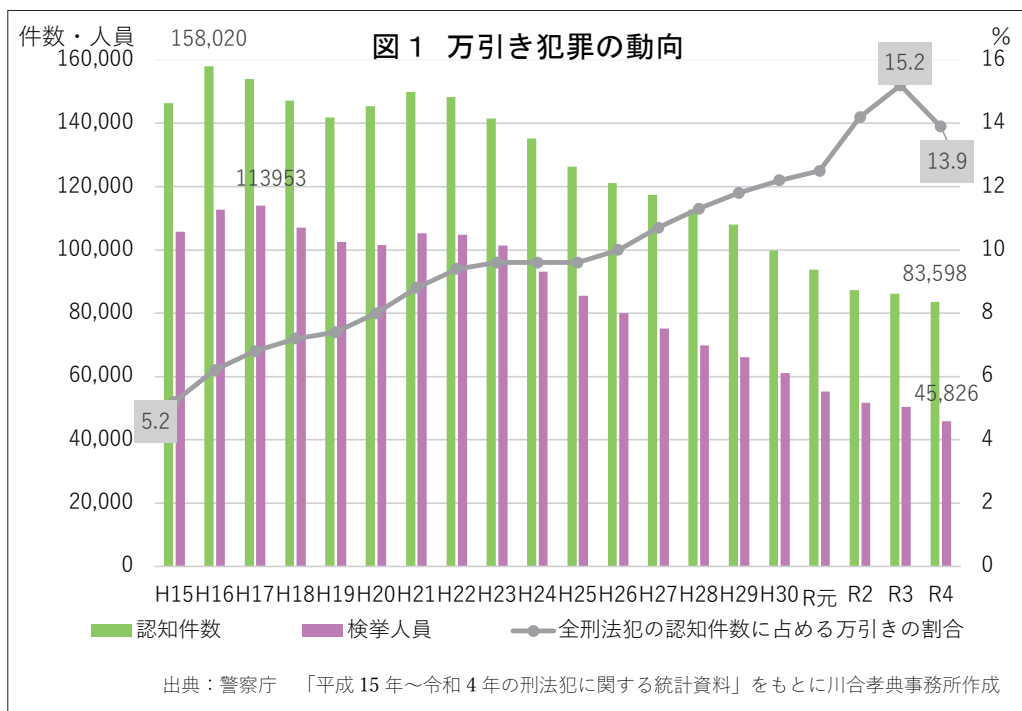
●かわいたかのり

- ・大臣の答弁は理屈としてはその通りであるが、結果としては万引きが相対的に

は増加していることから（図1）、従前の取り組みは駄目であるとの前提に立ち、どう対応していくのかという観点で議論させていただいている。

・万引き犯は前科主義を重視していることから、初犯者は捕まることがほとんどない。そのことが、万引き程度では捕まらないといった罪の意識を感じさせない状況を生み出しているのでは？と指摘する声が現場にはある。

・万引きの初犯者も窃盗罪として確実に検察に送致するべきではないかと問題提起をさせていただくが、当局の見解を問う。



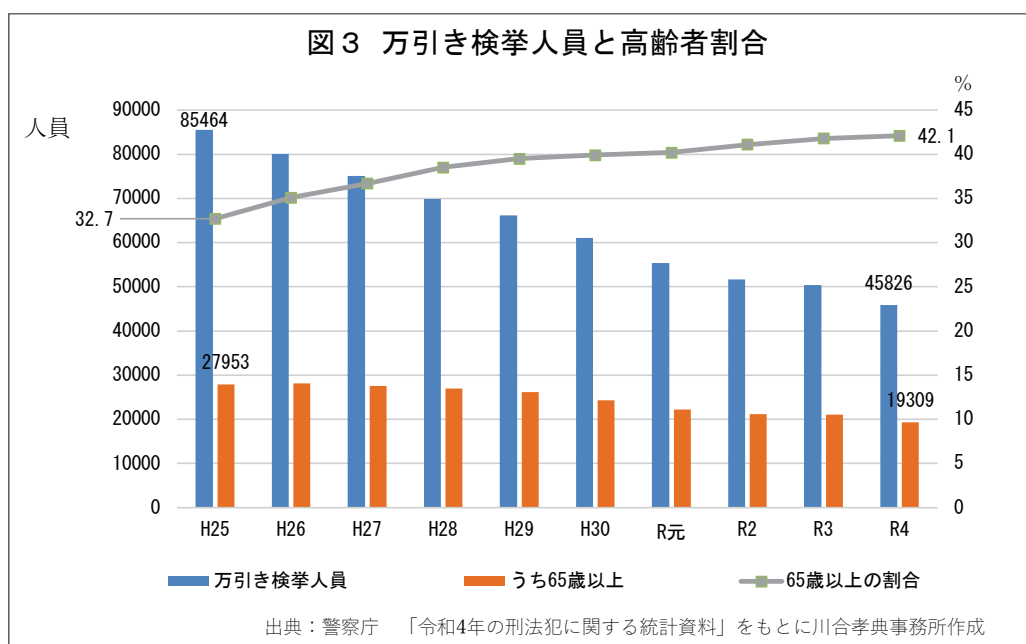
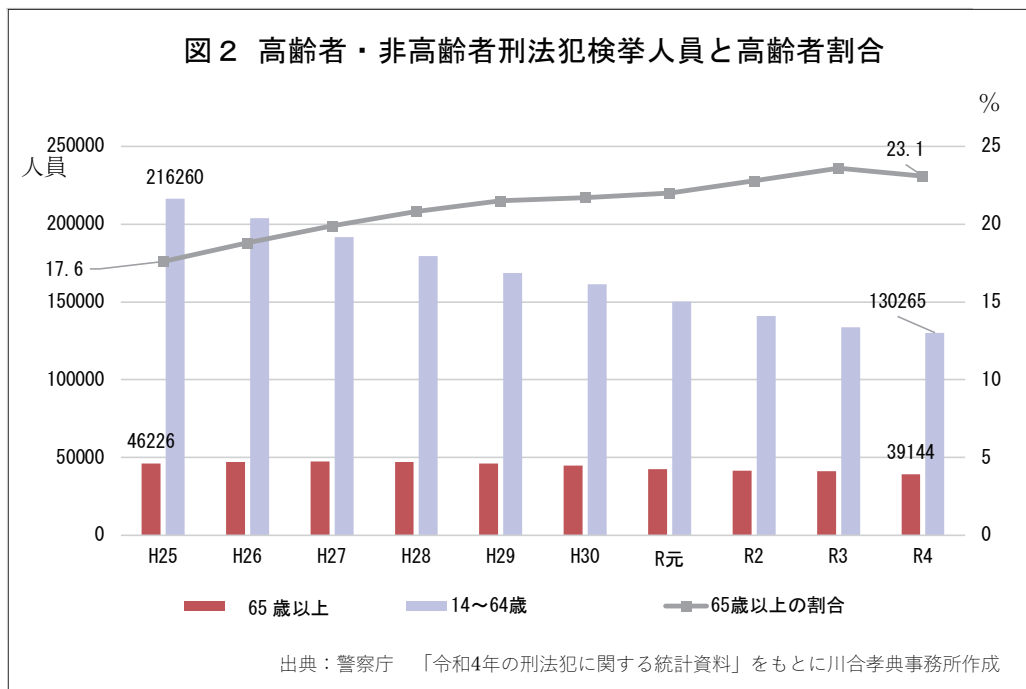
●警察庁

- ・万引きの初犯者であっても、必要な捜査を行い、検察官に送致するなど、個別事案に即して対処しているが、微罪処分として検察官に送致しない場合もある。
- ・万引き事件の態様は様々であるので、微罪処分の制度の趣旨も踏まえ、適切に対応していく。
- ・微罪処分として送致しない場合は、被疑者に対して、厳重に訓戒を加えて将来を戒める、被害の回復・謝罪等を行うよう諭す、被疑者を監督する地位にある者を呼び出して注意する等の対応を図るなどの対応をしている。

※微罪処分：犯罪捜査規範（国家公安委員会規則）において、犯罪事実が極めて軽微、かつ検察官から送致手続き不要と指定された案件については、微罪処分として検察官に送致しないことができる。

●かわいたかのり

- ・全刑法犯罪に占める万引き犯罪の比率が増加（図1：2003年5.2%⇒2021年13.9%）していることから、嚴重注意のみの対応だけでは、効果を発揮していないことを指摘しておく。
- ・成人や高齢者の微罪処分の場合には、少年犯罪の場合と異なり、再犯防止のための保護的措置等の制度的保障がないのが現状である。高齢者の万引き犯が高止まりしていることを踏まえて（図2・3）、都道府県との連携による福祉的サポートをはじめとした全国的な更生支援体制を整備することを求める。



「万引き商品の転売について」

●かわいたかのり

- ・大量に万引きした商品をフリマサイト等で転売し、収益を上げることを目的とした悪質な集団窃盗を繰り返すグループが存在する。盗品取引を防ぐために、サイトへの出品物から盗品を排除するなどの措置が必要だが、警察庁の取り組みを問う。

●警察庁

- ・インターネットオークションにつきましては、古物営業法により取引当事者の本人確認や取引記録の保存を努力義務としているが、フリーマーケットアプリ業者等も、インターネットオークション事業者に課せられている努力義務と同等の本人確認を自主的に開始している状況を踏まえ、引き続き、業界の自主規制状況を確認するなど適切に対応していく。